

在宅生活を支える高齢者福祉

～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

八王子市福祉部高齢者福祉課

相談担当



介護保険以外の
高齢者施策



介護保険



民間の
サービス

障害者福祉
サービス

生活保護

等々…

1

目次

- ・ 在宅高齢者おむつ給付事業
- ・ 在宅高齢者理容・美容事業
- ・ 高齢者福祉電話
- ・ 救急通報システム
- ・ 認知症高齢者探索機器の貸与
- ・ 高齢者見守りシール
- ・ 電磁調理器の給付
- ・ その他の事業

2

在宅高齢者おむつ給付事業

【概要】

- ・ 衛生の確保と経済的負担の軽減を図るため、おむつを
月に一回、配達する

(介護なびP27)



3

在宅高齢者おむつ給付事業

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・ 65歳以上の在宅高齢者
- ・ 八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している
- ・ 要介護1以上の認定を受けている
- ・ おむつを必要としている

4

在宅高齢者おむつ給付事業

【利用料金】

- ・ 購入限度額 **4,000円(税別) / 月**
- ・ 自己負担 購入金額の2割

限度額を超えて買うことも可能。
ただし、超えた分は全額自己負担

在宅高齢者おむつ給付事業

* 自己負担額のイメージ *

利用料金 購入限度額以内の場合

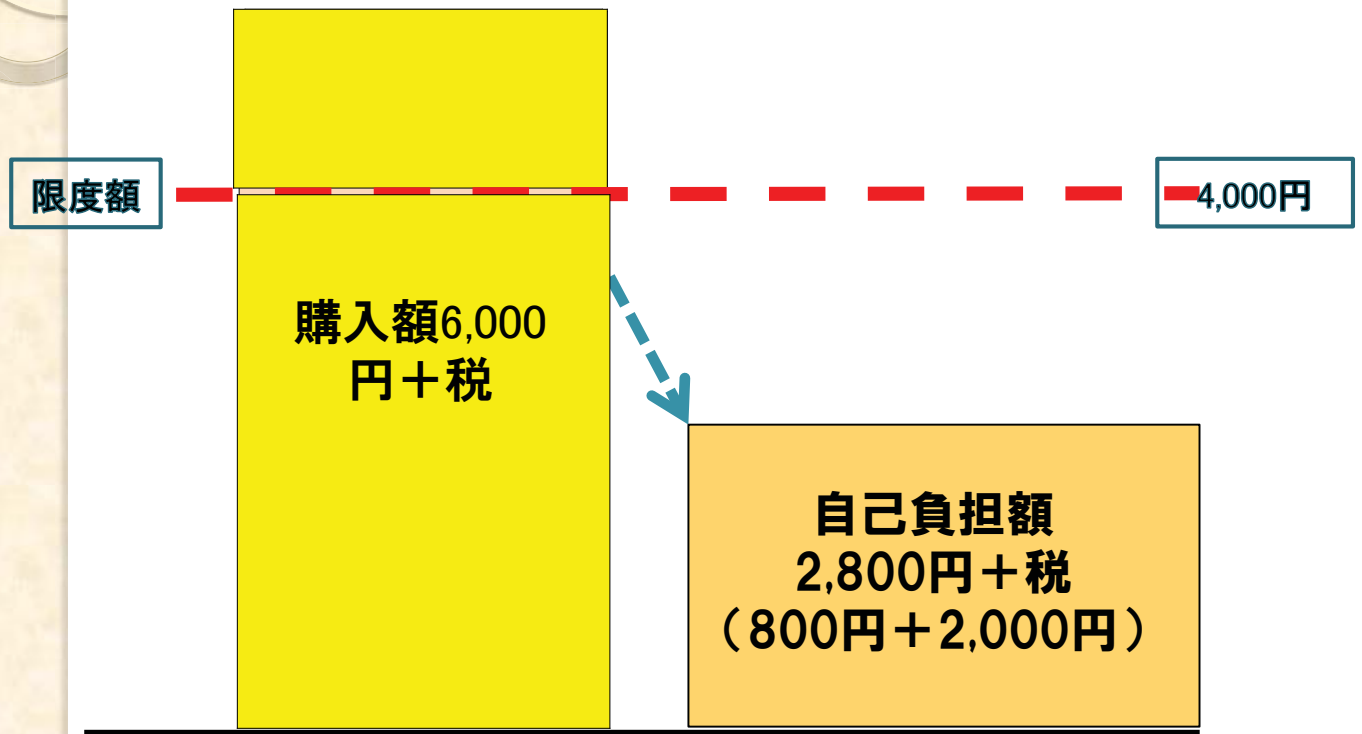
限度額

4,000円

購入額
3,000円
＋税

自己負担額
600円＋税

利用料金 購入限度額を超えた場合



7

在宅高齢者おむつ給付事業

【申請窓口】

- ・八王子市役所高齢者福祉課
- ・各高齢者あんしん相談センター
- ・浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所
- ・南大沢事務所
- ・八王子駅南口総合事務所（高齢担当）
…市民のみ

もしくは郵送（高齢者福祉課宛て）

8

在宅高齢者おむつ給付事業

【利用までの流れ】

- ① 申請書を提出する
(商品を選ぶ。パンフレット参照)
- ② 市から決定通知書が届く
- ③ 配達業者から配達日の連絡がくる
- ④ 月に1回おむつが配達される

※住所地特例の方は、介護保険証の写しも必要。

9

在宅高齢者おむつ給付事業

【こんなときは配送業者に連絡を】

- ・ 介護保険の要介護が要支援1.2または非該当と認定されたとき
- ・ 入院または、介護保険3施設に入所したとき
- ・ 引っ越し、又は逝去されたとき
- ・ 給付を必要としなくなったとき
- ・ おむつの種類や数量の変更または休止を希望するとき（配達予定日の3日前（日曜日除く）までに）

10

在宅高齢者おむつ給付事業

【注意】

- 毎年7月に商品や商品金額が変わる
- 最新の申請書を使用する
- 休止期間が一年以上になった場合、再度申請をお願いすることがある

11

在宅高齢者理容・美容事業

【概要】

- 衛生の確保と経済的負担の軽減を図るため、対象者の自宅に理容師または美容師が出張し、カットを行う
(介護なびP27)



12

在宅高齢者理容・美容事業

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・ 65歳以上の在宅高齢者
- ・ 八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している
- ・ 要介護4・5及び3で障害高齢者の日常生活自立度がB2以上である
- ・ 外出が困難である

13

在宅高齢者理容・美容事業

【利用料金】

- ・ 1回500円

【利用回数】

- ・ 月1回
- ・ 4～9月申請→年度内6回
- ・ 10～3月申請→年度内3回
年度が変わるとリセット

14

在宅高齢者理容・美容事業

【申請窓口】

- ・ 八王子市高齢者福祉課
- ・ 各高齢者あんしん相談センター
- ・ 八王子駅南口総合事務所（高齢担当）
…市民のみ

もしくは郵送（高齢者福祉課宛て）

15

在宅高齢者理容・美容事業

【利用までの流れ】

- ① 申請書を提出する
（理容か美容を選択）
- ② 市から決定通知書が届く
- ③ 利用者の担当になった理容師または美容師から訪問日の連絡が来る
- ④ 理容師または美容師が訪問してカットする

16

在宅高齢者理容・美容事業

【こんなときは理美容師または市に連絡を】

- ・介護保険3施設に入所したとき
- ・利用者の要介護度が要件に当てはまらなくなった場合

【注意】

- ・最新の申請書を使用する

17

高齢者福祉電話 (介護なびP26)

もしものときにボタンひとつで
家族等に電話ができる機器の貸与



緊急連絡先へ
ダイヤル



月に1度の
電話訪問

18

高齢者福祉電話

福祉電話



ペンダント



19

高齢者福祉電話

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- 65歳以上の高齢者のみ世帯
(日中独居不可)
- 八王子市内に住所を有し、かつ、
市内に居住している方
- 電話でお話できる方
- 心身の状況で外出が困難な方
- 親族等の訪問が途絶えがちな方

※ただし、電話回線がN T T回線に限る。

20

高齢者福祉電話

【利用料金】

なし（例外あり。電池パック、転居時の工事費）

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

21

高齢者福祉電話

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る。
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り。
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より機器設置の連絡
- ⑥機器設置

22

高齢者福祉電話

【こんなときは市に連絡を】

- 利用者が施設入所や逝去されたとき
- 長期入院で電話訪問を休止したいとき
- 電話訪問を止めたいとき

23

救急通報システム（介護なびP26）

ボタンひとつで救急車の要請や健康相談ができる機器の貸与



ボタンひとつで
電話健康相談



月に1度の
電話訪問



救急車の要請

24

救急通報システム

救急通報システム



ペンダント



25

救急通報システム

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- 65歳以上の高齢者のみ世帯
- 八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している方
- 心疾患、脳疾患、呼吸器疾患など緊急性のある身体上の慢性疾患により、何度も救急車を呼んだことがある方、もしくはそれに準じる状況になったことがある方。
- 日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある方

※ただし、電話回線が原則としてNTTアナログ回線であること

26

救急通報システム

【利用料金】

税別420円/月

ただし、住民税が非課税の場合は無料

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

27

救急通報システム

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る。
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り。
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より機器設置の連絡
- ⑥設置

28

救急通報システム

【こんなときは市に連絡を】

- 利用者が施設入所や逝去されたとき
- 電話訪問を休止したいとき

福祉電話と救急通報システム

- 似ているようで違う
(要件、機器、つながる連絡先)
- 救急通報システム希望多いが、、、

認知症高齢者探索機器の貸与

【概要】（介護なびP26）

- 認知症により道に迷うことのある高齢者を介護している家族に、GPSを利用した機器を貸し出す
- 日常生活賠償特約付き
- 専用の靴に機器をセットできる



31

認知症高齢者探索機器の貸与

認知症高齢者探索機器（拡大）



32

認知症高齢者探索機器の貸与

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・GPSを持つ方が八王子市内に住所を有している
- ・認知症により道に迷うことがある高齢者（65歳以上）又は介護保険の要支援・要介護認定を受けた第二号被保険者（40歳～64歳）を、在宅で介護している親族等

33

認知症高齢者探索機器の貸与

【利用料金】

- ・月220円（税抜）

※申請者≠GPSを持つ高齢者等

※申請者が市外在住の場合は、2,200円（税別）

※申請者とGPSを持つ高齢者等が生活保護受給者なら免除

- ・靴は市の補助がない。※参考7,800円

【申請窓口】

GPSを持つ高齢者等が住んでいる地域を担当する高齢者あんしん相談センター

34

認知症高齢者探索機器の貸与

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より書類が届く
- ⑥書類を返送すると機器が送られてくる

【こんなときは市に連絡を】

利用者が施設入所やお亡くなりになったとき、不要になったとき

35

高齢者見守りシール（介護なびP26）

【概要】

・外出時、道に迷って帰宅できないおそれのある高齢者（若年性認知症の方を含む）の衣服や持ち物等にシールを貼ることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能

※認知症高齢者探索機器（GPS）と併用可能

高齢者見守りシール



36

高齢者見守りシール（参考）

みまもりあいアプリ画面

☒ 緊急連絡先ID ☐ 電話番号

0123456789

*個人情報を守るID番号が必要な方は
「みまもりあい」検索 or <http://mimamoriai.net>

性別・年齢 *必須

☐ 男性 ☒ 女性 89 歳

顔写真（検索時に顔がわかる大きさと）

No image カメラ 選択 削除

特徴（呼び名、身体特徴、素行など）

声掛けする際の呼び方: ゆきちゃん
だいたい身長: 148

保存確認 検索依頼 見つかりました

アプリ(検索依頼編) 緊急連絡ステッカー

- ・ 無償提供の携帯アプリ「みまもりあいアプリ」を通じて、行方不明となった高齢者の家族等が、指定された距離圏内にいるみまもりあいアプリをダウンロードしている「協力者」に対して、個人情報保護しながら捜索を呼びかけることも可能（ダウンロード任意）

37

高齢者見守りシール

【対象者】

- ・ 八王子市に住所があり、在宅で行方不明になる恐れがある認知症等の高齢者（若年性認知症の方を含む）
- ・ その他の理由により必要と認められる方

38

高齢者見守りシール

【利用料金】

- ・ 初期費用(シール48枚)：2,000円（市負担）
 - ・ 年間利用料：3,600円
- ※生活保護受給者は免除

高齢者見守りシール

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者からシールと納付書、利用方法のパンフレットが届く
- ⑥登録センターへ電話
- ⑦納付書で年間利用料を支払う

高齢者見守りシール

【注意】

- ・ 利用は1年ごとの更新。
- ・ 利用をやめるには廃止届が必要

電磁調理器の給付

【概要】（介護なびP26）

認知症等により火の取り扱いに不安がある高齢者に、
電磁調理器（IH）を給付します。



電磁調理器の給付

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・ 八王子市内に住所を有し、65歳以上の方のみの世帯
- ・ 認知症等により火の取り扱いに不安があり、防災上給付することが適当と認められる方。
- ・ 器具の操作について理解できる方

43

電磁調理器の給付

【利用料金】

購入金額の1割分

（購入限度額税込15,000円以内）

ただし、生活保護受給者は無料

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

44

電磁調理器の給付

【利用までの流れ】

- ①高齢者安心相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り
- ③申請（見積もりを添付）
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者に自己負担分を支払う

電磁調理器の給付

【注意】

- ・ 申請前に購入したものは対象外
- ・ 台所のガスコンロは、使えないようにする必要がある

その他の事業

- 入院おむつ代助成
医療保険適用の病院に入院されている方におむつ代の一部を助成する
- 家族介護慰労金
在宅で介護保険サービスを使わず介護をする同居の家族に年1回10万円を給付する
- 賃貸代行保証料補助
住宅の賃貸で保証人を代行する商品（保証会社）の代金を補助する
- 生活支援ショートステイ
在宅の生活が一時的に困難となった高齢者を養護老人ホームで一時保護する

47

成年後見人がいる人の手続き

◎成年後見人の印鑑（朱肉を使うもの）

◎登記事項証明書

各種申請手続きをする際に、通常の持ち物の他にこれらの使用・提示が必要です

申請書に記入する内容が違う場合があります

申請の際は、成年後見人が申請を行う場合の持ち物を電話等で問い合わせ・確認のうえで来庁されることをおすすめします

48

申請書の入手方法

事業ごとの申請窓口に行くか、市のHPトップページから検索
(窓口には置いてない申請書もある)

おむつ、訪問理美容、など
キーワードを入れると各事
業のページが表示されます。

キーワードで検索する ▶

.....

何をお探しですか？

目的から探す 	申請や手続きから探す 	よくある質問から探す 
担当窓口から探す 	生活場面から探す 	ご意見・お問い合わせ 